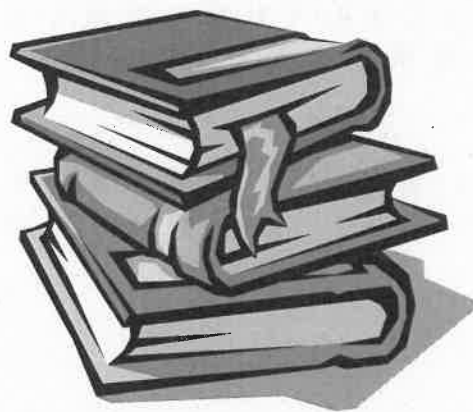


生徒  
配布資料

公益信託  
山内順子奨学基金

案内書  
(2023年度)



公益信託山内順子奨学基金

公益信託事務局

受託者 株式会社 伊予銀行

法人コンサルティング部

〒790-8514 松山市南堀端町1番地

## 「公益信託山内順子奨学基金」

### 設定趣意書

日本は、経済的に豊かであり、日々の生活は非常に便利になりました。

しかしながら、景気後退や、雇用形態の変化、災害等、子どもたち自身ではどうにもならない理由により、家庭が経済的に困窮し、意欲があっても修学が困難な学生の方がたくさんおられることを耳にすることもあります。また、経済的困窮により、勉学や部活動等、若者が人間らしく成長するための機会を奪われることは、地域社会の大きな損失でもあります。

私は、地元愛媛で長年、企業経営を地道に行ってまいりました。今日の私があるのも、私の事業や生活を支えてくれた地域社会の善意によるものだと考えております。

私の人生を支えてくれた社会に恩返ししたいという思いから、地域さらに日本の将来を担う若者を支援すべく奨学基金の設立を決意いたしました。

僅かではございますが、この奨学基金を利用された方々が、郷土愛媛はもとより、日本の一翼を担っていかれることを期待しております。

山内 順子

#### 寄付金のお願

本公益信託の趣旨に賛同される方からの寄付を受付けております。なお、本公益信託への寄付金につきましては税制上の優遇措置があります。詳しくは公益信託事務局にお問合せください。

## 公益信託「山内順子奨学基金」の概要

委託者 山内順子

受託者 株式会社伊予銀行  
(信託事務局 / 法人コンサルティング部)

主務官庁 愛媛県教育委員会

目的 愛媛県内の中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校に在学し、学業・人物ともに優秀な生徒で、経済的理由により修学が困難な生徒に奨学上の支援を行い、もって地域社会のために貢献しうる有用な人材の育成に寄与することを目的とする。

発足日 2022年9月14日

特記事項 認定特定公益信託

### 奨学制度の内容

#### 【対象】

次の①～③に全て該当する方

(他の奨学金と併せての給付を受けることができます。)

- ① 愛媛県内に居住し、次のいずれかに該当する者
  - (ア) 愛媛県内の中学校に在学する2年次以上の者
  - (イ) 愛媛県内の高等学校(専攻科を含む)に在学する者

但し、定時制の課程及び通信制の課程に在学する者、既に高等学校を卒業した者を除く。

(ウ) 愛媛県内の中等教育学校に在学する2年次以上の者

(エ) 愛媛県内の高等専門学校に在学する者  
但し、既に高等学校を卒業した者を除き、また専門課程に属する者を除く。

② 学業、人物ともに優秀な者

③ 経済的事情により修学困難な状況にある者

#### 【奨学金の額】

1人 月額3万円

(原則、毎年8月・1月に各18万円給付します。)

#### 【進学準備金の額】

1人 10万円(卒業予定年の2月)

高等学校、中等教育学校、高等専門学校の卒業後に、大学、短期大学、専門学校(専修学校専門課程)への進学を予定している奨学生

#### 【給付期間】

正規の最短修学期間

(休学又は長期欠席等により、学問に精励している状態にないときは、その期間給付を休止する場合があります。近況報告に基づく継続審査があります。)

#### 【給付・貸与の別】

給付(返還の必要はありません。)

#### 【年度報告】

年度終了後、報告書を提出していただきます。

## 募 集 要 項 ( 2 0 2 3 年 度 )

1. 募集人員 6名程度

2. 応募方法

愛媛県内の中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校を通じて募集しますので、在学されている学校の担当窓口へお申し出ください。

3. 学校推薦

応募者の中から「奨学生候補者」を各学校から推薦していただきます。

4. 募集期間

2023年3月20日(月)～5月12日(金)

(応募書類事務局必着)

5. 選 考

各学校から推薦された「奨学生候補者」の中から、応募書類に基づいて運営委員会で選考します。

(7月開催予定)

6. 結果通知

公益信託事務局から学校経由でご通知します。

7. 奨学金振込

奨学生になられた方には、ご指定の銀行口座へ奨学金を振込みます。

8. その他

応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。



## 奨学金申請手続きについて

受託者 株式会社 伊予銀行  
公益信託事務局

### 1. 応募資格の確認

(1) 以下の要件を満たす方が有資格者となります。

- A. 愛媛県内に在住、かつ、愛媛県内の中学校（2年次以上）、高等学校、中等教育学校（2年次以上）、高等専門学校に在学する生徒（※）
- B. 学業・人物ともに優秀な方
- C. 経済的事情により修学困難な状況にある方  
(他の奨学金と併せて給付を受けることができます。)

【※】対象校194校 ※通信制・定時制を除きます

(中学校132校、高等学校55校、中等教育学校5校、高等専門学校2校)

### 2. 提出書類（提出部数は各1部）

- (1) 「奨学金給付申請書」様式1-1、1-2
  - (2) 「推薦書」様式2
  - (3) 「個人情報利用に関する確認・同意書」様式3
  - (4) 「学業成績証明書」
  - (5) 「父母両方（またはこれに代わって家計を支えている方）および本人の所得確認資料」
  - (6) 申請書類送付書 様式4
- 上記（1）～（6）の書類が揃っていることを確認のうえ送付

### 3. 申請書類の提出方法および提出期限

学校単位で応募していただきますので、在学する学校にお問い合わせください。

なお、事務局の期限は、2023年5月12日（金）（必着）となっております。

### 4. 選考と結果の通知

- (1) 応募書類に基づき、7月開催予定の運営委員会で奨学生を決定します。
- (2) 結果は採否にかかわらず学校経由で通知します。
- (3) 初回給付が行われる8月下旬までに通知がない場合は、学校に当公益信託事務局からの通知が届いてないか確認してください。

### 5. その他

- (1) 申請受付後、必要によりご送付いただいた添付書類以外の書類をご提出いただく場合があります。
- (2) 応募書類は、奨学生への採否にかかわらず返却いたしません。

(3) 助成資金に限りがあるため、選考の結果によっては残念ながら採用を見送らせていただくことも数多く予想されますので予めご了承・ご容赦ください。

(4) 奨学生に採用された方は、年度終了後、報告書を提出していただきます。

・提出書類に漏れがある場合、事務局から連絡は致しません。

送付の際に必要な書類が揃っていることを十分ご確認ください。

(資料に漏れがある場合、選考対象外とさせて頂く可能性もあります)

・奨学基金についての質問、問い合わせは、学校を通して下さいますようお願いいたします(学生の皆さま、若しくは保護者の皆さまからの直接の問い合わせには、対応しておりません)。